

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	現三田市民病院跡地活用事業者公募選定委員会	(1) 現三田市民病院の跡地活用事業者公募要件に関する事項についての調査審議 (2) 現三田市民病院の跡地活用事業者公募選定に関する事項についての調査審議	7人以内	諮問に係る審議が終了するまで		現三田市民病院跡地活用事業者公募選定委員会	(1) 現三田市民病院の跡地活用事業者公募要件に関する事項についての調査審議 (2) 現三田市民病院の跡地活用事業者公募選定に関する事項についての調査審議	7人以内	諮問に係る審議が終了するまで
	省略					新病院建設基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会	(1) <u>プロポーザル実施要領、仕様書、評価基準、評価要領等の策定に関する事項についての調査審議</u> (2) <u>応募提案書に関する事項についての調査審議</u> (3) <u>契約候補者の選定に関する事項についての調査審議</u>	7人以内	諮問に係る審議が終了するまで
省略					省略				
以下省略					以下省略				